

第6章 ライフステージごとのテーマと本市の支援事業

食育の取組は生涯を通じて行われるべきであるため、市民それぞれのライフステージに応じた食育のテーマと、本市の支援事業を示します。

ステージ	乳幼児期（おおむね0歳～6歳）
テーマ	望ましい食習慣の基礎をつくる
ポイント	<ul style="list-style-type: none">・「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的生活習慣を身に付ける・様々な食品に触れ、食への興味や関心を高め、食べる意欲を育む・よく噛んで食べる習慣を身に付ける・家族や友達などと一緒に楽しく食事をする・「早寝・早起き・朝ごはん」で、空腹感のある生活リズムや歯を磨く習慣を身に付ける・食事前の手洗いや「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、食事のマナーを身に付ける
支援事業	<ul style="list-style-type: none">・離乳食セミナー・幼児食と歯のセミナー・ボンチーヌによる食育・給食だより・認定こども園や学校における食育

ステージ	学童期・思春期（おおむね7歳～19歳）
テーマ	望ましい食習慣を定着させ、確立する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の大切さや栄養とからだの関係を理解する ・1日3食バランス良く食べる ・規則正しい生活リズムを定着させる ・よく噛んで食べ、食後は歯を磨く習慣を身に付ける ・食の大切さを学ぶ ・食事の準備や片付けを積極的に行い、食事をつくる力を身に付ける
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市立認定こども園、市立幼稚園、小学校での歯科巡回指導 ・エコスクール ・学校教育における給食を通じた食育 ・給食だより

ステージ	青年期（おおむね20歳～39歳）
テーマ	健全な食生活を実現する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・1日3食、規則正しく、栄養バランスよく食べる ・栄養とからだの関係を理解し、栄養成分表示などを参考に、健康に配慮した食事をする ・新鮮な地場産物や旬の食材を積極的に使用した食事をつくる ・誰かと一緒にゆっくりよく噛んで楽しく食事をする ・様々な食の体験を通じて食の大切さを知り、食品ロスを防ぐ
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと料理教室 ・幼稚園、小学校、中学校PTA向け健康講座 ・歯と口の健康習慣における普及啓発

ステージ	壮年期（おおむね40歳～64歳）
テーマ	健全な食生活の維持と健康管理を行う
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣や食生活を再点検し、健康管理に努める ・自らが家庭における食育に取り組む ・伝統料理などの食文化を次世代に継承する ・自身や家族の健康に合わせた食事について知識を深める ・定期的な歯科検診で歯周病を予防する ・食事は適量を作り、食べ残しを減らすなど食品ロスを防ぐ ・地場産物や旬の食材の活用、食のイベント、農業体験に参加する
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策事業 ・特定健康診査、栄養相談 ・ふるさと料理教室 ・体験型農業、市民農園 ・歯周病検診 ・食品ロスの現状や削減に向けた情報発信

ステージ	高齢期（おおむね65歳以上）
テーマ	食を通じた豊かな生活を実現する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・人との交流を保ち、心豊かな暮らしを目指す ・地域のボランティア活動等に積極的に参加し、知識を継承する ・伝統料理などの食文化を地域等に継承する ・健康状態に応じた食生活を実践し、低栄養に気を付けた食事をする ・1日3食、規則正しく、栄養バランスよく食べる ・地場産物や旬の食材の活用、食のイベント、農業体験に参加する ・食事は適量を作り、食べ残しを減らすなど食品ロスを防ぐ ・定期的な歯科検診で歯周病を予防する
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養の予防教室、出前講座 ・フレイルチェック事業 ・体験型農業、市民農園 ・歯周病検診 ・食品ロスの現状や削減に向けた情報発信

第7章 プランの推進に向けて

プランの推進に当たり、食育の分野は多岐にわたっていることから、家庭、関係機関、関係団体、地域、行政等の関係者が共通した認識を持ってそれぞれの役割を果たし、引き続き連携して取り組んでいくことが必要です。そこで、各年度においてプランの実施状況の点検・評価・共有を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていく必要があるため、PDCA (Plan Do Check Action) サイクルを繰り返しながら、柔軟にプランの推進を図っていきます。

また、円滑なプランの推進に向け、食育推進委員会や食育推進庁内会議等において、プランの実施状況の点検・評価を継続的にを行い、その結果を公表します。

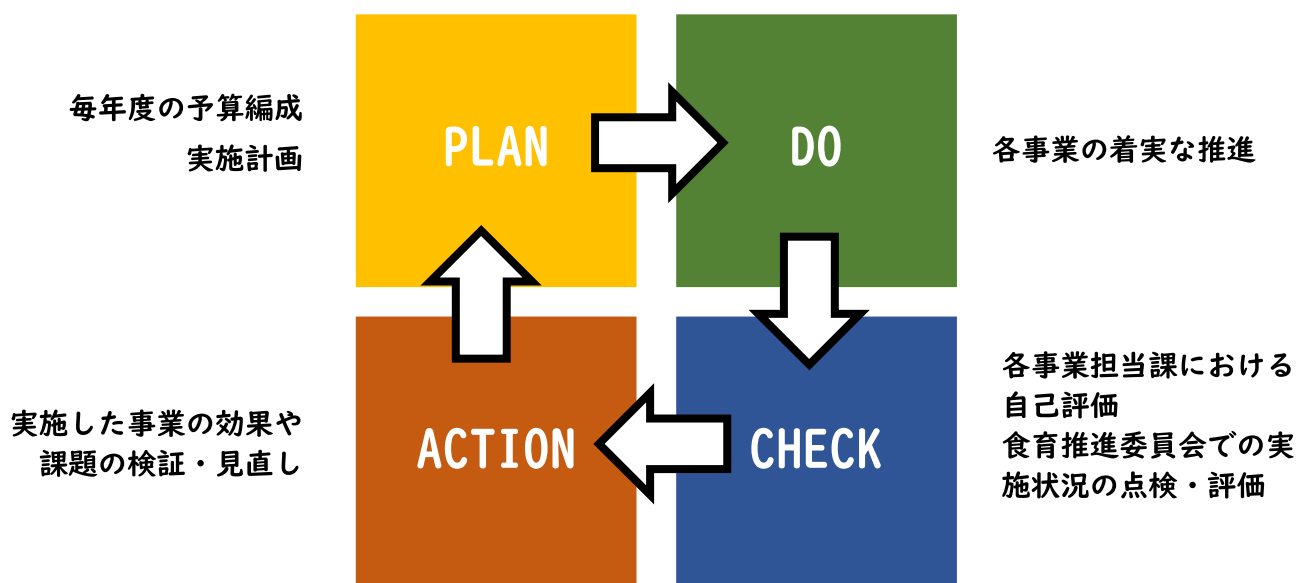
なお、計画の中間年度である令和10年度に中間評価、計画の最終年度となる令和12年度には最終評価を行います。

食育推進委員会

プランの推進状況等を評価するため、食育推進関係団体や医療関係団体、教育関係者、公募市民、学識経験者等で組織する委員会を設置しています。

食育推進庁内会議

情報の共有やプランの推進に向けた協議を行うため、庁内の関係課で組織する会議を設置しています。



参考資料編

- 1 秦野市食育推進委員会
- 2 秦野市食育推進庁内会議

1 秦野市食育推進委員会

(1) 委員会規則

秦野市食育推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条で設置する秦野市食育推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、15 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に関係する団体から推薦された者
- (2) 医療関係団体から推薦された者
- (3) 神奈川県職員
- (4) 教育関係職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、食育推進主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 秦野市食育推進委員会委員名簿

No.	団体名	役職	氏名
1	秦野市食生活改善推進団体	会 長	小澤 美代
2	秦野市農業協同組合	常務理事	三瓶 壮文
3	秦野商工会議所	観光飲食部会 部会長	秋山 純夫
4	秦野伊勢原食品衛生協会	副会長	神戸 和彦
5	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	理 事	古木 隆元
6	一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会	理 事	平野 壮明
7	神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健福祉課長	○古川 弘子
8	秦野市中学校長会	校 長	安藤 美千代
9	秦野市小学校長会	校 長	府川 伸
10	秦野市立幼稚園・こども園 園長会	園 長	持田 由美
11	秦野市小学校教諭	教 諭	小野 朋子
12	秦野市学校保健会養護教諭	養護教諭	菅原 今日子
13	学識経験者 東京慈恵会医科大学	非常勤講師	◎森 真理
14	公募市民		浜地 朋子
15	公募市民		加藤 裕美子

◎：会長、○：副会長

(3) 秦野市食育推進委員会の開催状況

年	月	審議内容
令和7年 (2025年)	9月	第1回 「第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の進行管理について 「（仮称）第4次はだの生涯元気プラン」の骨子案について 第4次プラン改定に関するスケジュールについて
	12月	第2回 （仮称）第4次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）の素案について
令和8年 (2026年)	3月	第3回 「第4次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」案のパブリック・コメント実施結果について 「第4次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の最終案について

2 秦野市食育推進庁内会議

(1) 秦野市食育推進庁内会議設置要領

1 目的

心身の健康増進と豊かな人間形成のための食育推進に向けて、関係課との連携を図りながら協議をするため、秦野市食育推進庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の策定、改定、進行管理及び情報収集等、必要と思われる事項に関すること。
- (2) 本市が実施する食育に関する事業の連携・推進に関すること。
- (3) その他、食育の推進に関すること。

3 組織

会議は、別表に掲げる座長、副座長及び委員を持って構成する。

- (1) 座長は、会議の事務を総括し、会議を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて別表に掲げる以外の者を委員として出席させることができる。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (2) 緊急な対応が必要であるため、委員を招集して会議を開催することができないときは、座長及び副座長が協議のうえ、重要事項を決定することができる。

5 庶務

会議の庶務は、こども健康部こども家庭支援課で処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

座 長	こども健康部	こども家庭支援課長
副座長	こども健康部	健康づくり課長
委 員	政策部	総合政策課長
	くらし安心部	市民活動支援課長
		市民相談人権課長
	文化スポーツ部	生涯学習課長
	福祉部	高齢介護課長
	こども健康部	保育こども園課長
	環境産業部	環境資源対策課長
		環境共生課長
		農業振興課農業支援・鳥獣対策担当課長
		産業振興課長
	教育部	教育総務課長
		学校教育課長
		教育指導課長

(2) 秦野市食育推進庁内会議の開催状況

年	月	協議内容
令和 7 年 (2025 年)	8 月	第 1 回 「第 3 次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の進捗状況について 「(仮称)第 4 次はだの生涯元気プラン」の骨子案について

年	月	協議内容
令和7年 (2025年)	11月	第2回 (仮称)第4次はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)の素案について



**第4次はだの生涯元気プラン
(秦野市食育推進計画)**

令和8年(2026年)3月発行

編集・発行

秦野市 こども健康部 こども家庭支援課

〒257-0054

神奈川県秦野市緑町16番3号

電話 0463-82-9604 (直通)

市ホームページ <https://www.city.hadano.kanagawa.jp>